

**相続税の課税価格の計算上控除すべき「確実とされる」債務（相続税法 14 条 1 項）**

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 7 年 7 月 16 日

【事 件 名】 更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求控訴事件

【裁 判 結 果】 棄却（確定）

【参 照 法 令】 相続税法（平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの）13 条 1 項 1 号、14 条 1 項・2 項、22 条、相続税法施行令（平成 27 年政令第 144 号による改正前のもの）3 条 1 項

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25629590

税理士 鹿田良美

**事実の概要**

本件は、平成 26 年 10 月 27 日相続開始の被相続人 A（以下「亡 A」という。）に係る相続税について、相続人 X（原告・控訴人、以下「X」という。）ほか 3 名（以下、X と併せて「X ら」という。）が、亡 A の債務のうち、相続開始後に免除された部分についても相続税の課税価格の計算上控除すべきであるとして更正の請求をしたところ、税務署長が更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことに対して、その取消しを求めた事件である。

**1 亡 A の債務について**

(1) 亡 A は、亡父（以下「亡 B」という。）が株式会社 K 銀行（以下「本件銀行」という。）から 16 億円を借り入れる（当該借入れに係る契約を「本件金銭消費貸借契約」という。）際に、連帯保証した。

(2) 本件金銭消費貸借契約について、本件銀行と亡 A 及び亡 B とが双方訴訟を提起して争うことになったが、亡 B が訴訟係属中に死亡したため、亡 A ほか 5 名の相続人が訴訟を承継し、平成 16 年 4 月 15 日、本件銀行との間で和解（以下「本件和解」という。）が成立した。

**2 本件和解の内容及び和解後の経緯****(1) 本件和解の内容**

ア 亡 A ほか 5 名の相続人は、本件銀行に対し、本件金銭消費貸借契約に係る 16 億円の借入債務（以下「本件借入債務」という。）を法定相続分に従って支払う義務があることを確認する。亡 A は、自身を除く 5 名の各債務を引き受け、亡 A 以外の 5 名はこれを承認する。

イ 亡 A は、本件銀行に対し、①平成 16 年 9 月 30 日限り 3 億 7130 万円、②平成 18 年 12 月

31 日限り 2 億 5000 万円、③平成 19 年から平成 28 年まで毎年 6 月 30 日限り 50 万円ずつ（10 回、合計 500 万円）、④平成 28 年 7 月 31 日限り 9 億 7370 万円を支払う。

ウ 亡 A が、前記イ①から③までの合計 6 億 2630 万円を期限の利益を失うことなく支払ったときは、本件銀行は、亡 A に対し、前記イ④の 9 億 7370 万円の支払義務（以下「本件債務」という。）を免除する（以下、6 億 2630 万円の支払に係る停止条件を「本件支払条件」といい、本和解条項を「本件債務免除条項」という。）。

エ 亡 A が、前記イの分割金の支払を怠り、本件銀行がその履行を請求してから 1 週間以内に遅滞した金額の全額を支払わないときは、当然に期限の利益を失い、亡 A は、本件銀行に対し、直ちに本件借入債務から既払金を控除した残金全額及びこれに対する遅延損害金（年 1 割）を支払う。

**(2) 本件和解後の経緯**

ア 亡 A は、本件支払条件に従い、前記 (1) イ①、②及び同③のうち平成 26 年 6 月 30 日期限の各 50 万円（計 400 万円）を支払って、平成 26 年 10 月 27 日（以下「本件相続開始日」という。）に死亡した。

イ X らは、平成 27 年 6 月 24 日付で、本件銀行に対し、「債務引受契約証書（兼相続届）」と題する書面を提出した。当該書面には、

①亡 A が、本件相続開始日現在、本件銀行に対し、相続発生時残高 9 億 7470 万円の借入債務を負っていたこと

②X らが、前記①の借入債務を各相続割合に応じて承継するとともに、X が自身を除く 3 名の債務を免責的に引き受け、X の母（亡 A

の配偶者、以下「X<sub>1</sub>」という。)が、Xが負う債務を重畳的に引き受け、両名が本件支払条件に従って弁済すること

が記載されていた。

ウ X及びX<sub>1</sub>は、平成27年6月25日、本件銀行に対し、それぞれ25万円を支払った。

エ Xらは、平成27年8月12日、亡Aの遺産に係る分割協議を成立させ、X及びX<sub>1</sub>が、亡Aの本件借入債務の全てを各2分の1の割合で承継した。

オ X及びX<sub>1</sub>は、平成28年6月15日、本件銀行に対し、それぞれ25万円を支払った。これにより、本件銀行は、本件債務免除条項に従い、X及びX<sub>1</sub>に対し、本件債務(9億7370万円)を免除(以下「本件債務免除」という。)した。

### 3 本件訴えの提起に至る経緯

(1) 平成27年8月21日、Xらは、亡Aが本件相続開始日現在において負っていた本件借入債務の残高9億7470万円を債務控除の対象として、相続税の申告書を共同で提出した。

(2) 平成29年5月12日、X<sub>1</sub>を除く相続人3名は、修正申告の勧奨に従い、本件債務を除外などの修正をした亡Aの相続税に係る修正申告書を共同で提出した。X<sub>1</sub>は、他の相続人と同様の内容で更正の請求書を提出した。

税務署長は、X<sub>1</sub>の更正の請求を全額認容するとともに、修正申告書を提出したXほか2名に対して、過少申告加算税の賦課決定処分をした。

(3) X及びX<sub>1</sub>は、平成28年分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告において、本件債務免除による利益(以下「本件債務免除益」という。)を申告していなかったため、税務署長は、平成30年4月25日付で、本件債務免除益は一時所得に該当するとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。

(4) 令和2年8月21日、Xらは、本件債務を相続税の課税価格の計算上控除すべきであるとして、税務署長に対して更正の請求書を提出したところ、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたため、審査請求を経て提訴し、原審<sup>1)</sup>が請求棄却したため控訴した。

## 判決の要旨

### 1 本件債務は相続税法13条1項によりその金額を控除すべき債務(同法14条1項にいう「確実と認められるもの」)に当たるか

東京高裁は、原審同様、「本件債務は、近い将来に本件和解の本件債務免除条項に基づいて本件銀行から免除されることにより、その履行がされない可能性が極めて高かったといえるから」<sup>2)</sup>という理由により、同法14条1項の「確実と認められるもの」に該当しないと判断した。

### 2 本件債務免除益に係る所得税等が債務控除の対象となる「公租公課」(相続税法13条1項1号かつこ書、14条2項)に当たるか

東京高裁は、原審同様、本件債務免除益に係る所得税等は、相続税法上、債務控除の対象となる「公租公課」に当たらないと判断した。理由は以下のとおりである。

(1) 相続税法14条2項は、債務免除の対象となる「公租公課」(同法13条1項かつこ書)について、被相続人の死亡の際に確定しているもののほか、被相続人に係る所得税等その他の公租公課の額で政令で定めるものを含むものとする、としているが、当該政令である同法施行令3条1項には、被相続人の死亡後に発生した、相続人に課せられる債務免除益に係る所得税等が、債務控除の対象となる「公租公課」に当たるものとした規定は見当たらないこと。

(2) 本件債務免除益に係る所得税等は、本件相続の開始後にX及びX<sub>1</sub>が本件和解において定められた本件支払条件を履行することにより、X及びX<sub>1</sub>に対してされた本件債務免除により発生した所得(本件債務免除益)について、X及びX<sub>1</sub>の所得として課税されたものであって、被相続人である亡Aの納税義務として確定し、又は成立しているものではないこと。

## 判例の解説

### 一 わが国の相続法制における債務の承継

相続は人の死亡によって開始(民882条)し、その一般的効力は、被相続人の一身に専属したものを除き、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民896条)、というのがわが国における相続法制である。財産に属した一切の権利義務には債務も含まれる。民法上、相続性が問題とされる債務も存

在するものの、金融機関等との金銭消費貸借契約に基づく借入金が債務として承継されることについては異論がない。

## 二 相続税法における債務控除

相続税法における債務控除については、相続税法（以下「相法」という。）13条が、納税義務者の態様ごとに控除すべき債務の範囲を区別して規定しているが、ここでは無制限納税義務者の場合に限定し、同条1項2号の葬式費用については触れない。また、相法14条が、控除すべき債務として「確実と認められるもの」であること（同条1項）及び公租公課（2項及び3項）について規定している。

### 1 「被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの」（相法13条1項1号）の意義

被相続人の債務について、相続税法は具体的な定義規定を持たないので、民法にいう被相続人に一身専属のものを除く一切の債務と同じと解される。相続税法は「相続開始の際現に存するもの」との文言を付し、被相続人の債務に一定の制限を加えているように読めるが、この文言の意義は、「現に債務の発生していることを意味し、したがって、履行期が到来している」と否とを問わない。<sup>3)</sup>と説明されている。この説明からすると、必ずしも制限的な意味ではないかもしれないが、留意したいところである。

### 2 「確実と認められるものに限る」（相法14条1項）の意義

相続税法は、14条1項において「確実と認められるものに限る」と規定し、ここは明確に限定を加えている。その意義は、単に債務が存在するだけでは足りず、履行が確実と認められる債務でなければならないと解されている<sup>4)</sup>。また、相続税法基本通達14-1に係る解説にも、「確実と認められる債務とは債務の存在及び債権者による請求その他により債務者につきその債務の履行が義務づけられている債務と解される」<sup>5)</sup>とある。しかしながら、同通達には、「債務が確実であるかどうかについては、必ずしも書面の証拠があることを必要としないものとする。なお、債務の金額が確定していなくても当該債務の存在が確実と認められるものについては、相続開始当時の現況によって確実と認められる範囲の金額だけを控除するものとする。」と書かれているだけであ

る。とりわけ、なお書は、書面の証拠が必要とされてはいないという前提のもとに、「債務の存在が確実」「確実と認められる範囲の金額だけ」とある。これらの文言から、「履行が確実と認められるもの」に直接結びつけることは難しいように思われる。さらに、同通達の解説は、「この確実であるかどうかの判定をどのように行うかについての一般的な取扱いを定めたのが、相基通14-1である。」<sup>6)</sup>と述べているが、明確な判定基準が示されているようには必ずしも読めないのではないか。この通達は、昭和57年に改正されており、その契機となったと思われる裁判例では、「確実と認められる債務とは、債務が存在するとともに、債権者による裁判上、裁判外の請求、仮差押、差押、債務承認の請求等、債権者の債務の履行を求める意思が客観的に認識しえられる債務、又は、債務者においてその履行義務が法律的に強制される場合に限らず、社会生活関係上、営業継続上若しくは債権債務成立に至る経緯等に照らして事実的、道義的に履行が義務づけられているか、あるいは、履行せざるを得ない蓋然性の表象のある債務をいうもの、即ち債務の存在のみならず履行の確実と認められる債務を意味すると解するのが相当である」<sup>7)</sup>と判示されている。

### 3 債務控除の対象となる公租公課（相法13条1項1号、相法14条2項）について

相続税法において、公租公課の具体的な定義はない。国税及び地方税については、相続による納付義務の承継が法定されている（通則法5条、地方税法9条）。被相続人の死亡の際債務の確定しているものの金額だけでなく、被相続人の死亡後、相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなったもの（より具体的には相続税法施行令3条参照）も含まれる点に留意したい。

## 三 本件債務は「確実と認められる債務」に該当するか否か

以上の一般論を踏まえて、以下、検討する。

### 1 税務署長の理屈

事実の概要3(2)に記載したとおり、税務署長は、残り2回の分割金債務（100万円）については相続債務として認容した。当該分割金債務については、履行期は到来していないものの、債務者の財産状況からして履行が確実と認められるものであったからであろう。そして、10回目の分割

金債務の履行が確実と認められる以上、本件支払条件の成就も確実となり、その結果、本件債務免除も確実となる。本件債務免除が確実である以上、免除対象となる9億7370万円については「確実と認められる債務」には該当しない、というのが税務署長の理屈である。つまり、債務として不存在となることが確実であるので債務控除の対象にならないという、いわば「確実と認められるもの」を逆手に取った考え方である。そして、裁判所も、被告・被控訴人の同様の主張を採用した。

## 2 相続の承認及び遺産分割の効力並びに債務免除に必要な債権者の意思表示

わが国の相続法制については前述のとおりであるが、多額の債務を抱える相続にあつては、自己のために相続の開始があつたことを知った時から三箇月以内に放棄することができる（民915条1項）ところ、Xらは、事実の概要2(2)ア乃至ウに記載のとおり、相続放棄を選択せず、本件相続開始日に、本件支払条件付の借入債務（残高9億7470万円）を相続した。

また、事実の概要2(2)エから、遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる（民909条本文）ので、X及びX<sub>1</sub>は、本件相続開始日に本件支払条件付の借入債務（残高9億7470万円）を相続したことになり、第三者である本件銀行の権利を害するものでない（民909条ただし書参照）ことはいふまでもない。

相続開始時点において、10回目の分割金支払債務の履行が確実であつたこと、また、その履行によって本件支払条件が成就することに異論はない。しかしながら、本件支払条件は和解条項に記載のとおり停止条件であり、条件が成就するまでは、本件金銭消費貸借契約の有効性が担保されている。もちろん、亡A、X及びX<sub>1</sub>の弁済により本件銀行の債権の一部は消滅しているものの、本件相続開始日には、2回の分割金債務及び本件債務（合計9億7430万円）の金銭消費貸借契約の有効性は保たれていた。また、本件支払条件が成就することによって、X及びX<sub>1</sub>の期待はともかく、本件債務が自動的に免除されるわけではない。免除は、債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示（民519条）することによって債務が消滅するのであり、あくまでも「債権を無償で消滅させる債権者の行為」<sup>8)</sup>である。免除は債権者の単独行為であり、債務者の同意を必要としないし、

書面による通知も必要ではないが、債権者の意思表示は必要である。本件支払条件が成就し、本件銀行が本件債務免除をして本件債務が消滅したのは、本件相続開始日後の平成28年6月15日である。

よって、10回目の分割金支払債務の履行が確実であるから、本件債務の免除も確実であり、免除に紐づいている債務は履行が確実でない、むしろ履行されないことが確実である、という逆読みは、本件金銭消費貸借契約や本件和解という契約関係全体の有効性を無視するものであるといわざるを得ず、裁判所の判断には首肯しがたい。

## 四 本件債務免除益に係る所得税等について

本件債務免除益に係る所得税等が債務免除の対象となる「公租公課」（相法13条1項1号かつ書、14条2項）に当たるか否かについては、裁判所の判断に異論はない。

本件債務免除益は、X及びX<sub>1</sub>が本件支払条件に従って弁済することにより、本件債務免除がされたことによる利益であり、本件相続開始日後に発生したものである。被相続人である亡Aの納税義務として確定し、又は成立したものではないので、相法施行令3条1項1号所定の所得税額には当たらず、相続税法上、債務控除の対象となる「公租公課」には当たらない。

### ●—注

- 1) 東京地判令6・11・28税資274号順号14047（国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/soshoshiryoku/kazei/2024/index.htm>（最終確認日2026年10月1日））。
- 2) 東京高裁の判断は、いわゆる引用判決で、この部分についての加筆修正はないので、前掲注1）記載の原審判決文を引用した。
- 3) 松岡章夫『ゼミナール相続税法〔令和3年3月補訂〕』（大蔵財務協会、2021年）229頁。
- 4) 同上229頁参照。
- 5) 甲斐裕也編『令和8年版 相続税法基本通達逐条解説』（大蔵財務協会、2026年）287頁。
- 6) 同上287頁。
- 7) 広島高判昭57・9・30税資127号1140頁。この事例は、債権も債務者も複数あって、債務者の一人に発生した相続において、その者が負担すべき債務額を確定する必要があった。
- 8) 我妻榮『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、1964年）366頁。